

## 1. 学校納入金 ～保護者の皆様に負担していただくお金～

教育活動に関する経費のうち、保護者の皆様にご負担をお願いします教材費の一部や給食費等は、本校の指定する金融機関で「口座振替」により納入していただいています。

### ◆ 指定金融機関及び振替日

指定金融機関	振替期間	振替日	摘要
ゆうちょ銀行	5月～翌年2月	毎月5日(5月は20日)	休業日の場合は翌営業日

### ◆ 口座振替する費目

- ① 給食費：低学年 4,000 円 中学年 4,050 円 高学年 4,100 円
- ② PTA会費：会員1人につき 150 円 [弟・妹がいる場合、下級生で振替]
- ③ 教材費：1～2年生 1,000 円 3～4年生 1,100 円 5～6年生 1,500 円
- ④ 積立金：5～6年生 2,800 円
- ⑤ 日本スポーツ振興センター掛金：年額 460 円

※⑤以外は月額で、③④は令和2年度を元にした予定金額です。

### ◆ 振替の特例

- ① 1年生の4月分給食費は日割計算になります。
  - ② 1年生は4月に入学時学用品費として、8,000円加算して振り替えます。
  - ③ 8月は振替がありません。
  - ④ 5月は、4・5月分の2ヶ月分まとめて振り替えます。
  - ⑤ 9月は、8・9月分の2ヶ月分まとめて振り替えます。
  - ⑥ 2月は、2・3月分の2ヶ月分まとめて振り替えます。
- (振替日等の詳細は年度はじめに別途ご案内します。)

### ◆ 振替のモデル

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
4・5月	15,458	10,460	10,760	10,760	17,260	17,260
6月	5,300	5,300	5,450	5,450	8,700	8,700
7月	5,300	5,300	5,450	5,450	8,700	8,700
8・9月	6,600	6,600	6,650	6,650	12,300	12,300
10月	5,300	5,300	5,350	5,350	8,200	8,200
11月	5,300	5,300	5,350	5,350	8,200	8,200
12月	5,300	5,300	5,350	5,350	8,200	8,200
1月	5,300	5,300	5,350	5,350	8,200	8,200
2・3月	10,600	10,600	10,700	10,700	16,400	16,400

※令和2年度、PTA2口の場合をもとに、試算しています。

※個々のケースや令和3年度の正式な金額については、4月下旬にお手紙でお知らせいたします。

#### ❖ 給食費等の返金

学校行事等で給食をストップした場合は、その回数に応じた金額を、さらに牛乳欠食、主食パン欠食・主食米飯欠食児童には月額差額を加算して、学期ごとに返金します。教材費は各学期末に精算し、次学期に繰り越します。学年末に残金は、次年度へ繰り越します。5年生積立金は学年末に精算し、次年度に繰り越します。

#### ❖ 口座振替までの手続き

① ゆうちょ銀行で、口座を開設してください。

- ・すでにゆうちょ銀行に口座をお持ちの方は、その口座をご利用ください。
- ・口座開設には、口座名義人の身分を証明するものと、印鑑が必要です。

② 「自動払込利用申込書」(A4サイズ 3枚複写)に必要事項を記入、1枚目と2枚目に押印の上、ゆうちょ銀行へ提出してください。

\* 「自動払込利用申込書」は、お子さま1人につき1部必要ですので、新1年生及び転入生の方は、全員提出してください。新1年生は3月5日(金)までに、転入生の方はできるだけすみやかに手続きしてください。

## 2. 教科書・副読本

教科書は無償(費用は国が負担)です。ただし、再給付はされません。紛失等した場合は購入していただくこととなります。2学年以上にわたって使用する教科書は特に注意が必要です。

使用する教科書は吹田市内同一です。学年の途中で他市へ転出した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、吹田市と違う教科書のみ無償給付されます。ただし、3月中の転出は給付されません。教科書以外に、吹田市独自に作成した副読本も使っています。(費用は吹田市が負担)

## 3. 転校手続き

校区外に転居する場合は、転校(転出)の手続きが必要です。転居が決まりましたら、できるだけ早く学校へ連絡してください。転校に必要な書類の作成や、給食費等の精算を行います。

校区内で転居する場合は、新しい住所などを学校へ連絡してください。連絡帳で結構です。

#### ❖ 転校手続きの流れ

① 市役所市民課または出張所で転出届けを出します。(市内転居の場合は転居届)

吹田市外は転居予定日の2週間前から受付

吹田市内の場合は転居後14日以内に届け出

② 窓口で発行された「転学(出)通知書(赤色で印刷)」を本校へ提出します。

市内転居の場合は「転学(出)通知書(赤色で印刷)」「転入学通知書(黒色で印刷)」の2種類発行されますのでご注意ください。

③ 本校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。

④ 転出先の市役所等で転入届を出します。(市外転居のみ)

窓口の案内に従って手続きします。

⑤ 転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」を提出し、転入の手続きをします。

## 4. 区域外就学

学期途中での転居や、自宅の建て替え工事で校区外に仮住まいする場合など、事情により区域外通学が認められることがあります。

### 吹田市区域外就学許可基準

届出の内容	許可の範囲	添付書類
引っ越し等の住所移動のため転校しなければならないが、そのまま就学したい	<b>小学校</b> ①1年生から4年生(3学期の終業式まで)異動日から学年末まで許可 ②5年生以降(4年生の3学期の終業式以降)卒業まで許可	1 転学(出)通知書 2 印鑑
融資等のため住民票は別の所にあるが、実際の住居の学校へ就学したい	実際の転居まで許可	1 印鑑
住居を建て替えるため、校区外に仮住まいするがそのまま就学したい	一般家屋の建て替え工事期間内については、許可	1 工事期間の証明できるもの(工事請負契約書等) 2 仮住まい先住所の証明できるもの(賃貸契約書, 売買契約書または民生委員の証明等) 3 印鑑
転入予定の学校へあらかじめ就学したい	学年当初より転入予定先の学校への就学を許可(概ね6ヶ月を限度)	1 転入先の住所と入居予定日の証明できるもの(賃貸契約書, 売買契約書または民生委員の証明等) 2 印鑑
保護者が他校区で店舗を営んでおり、店舗の学校へ就学したい	小学生・中学生ともに必要な期間を許可	1 店舗を営んでいること及び店舗の住所の証明できるもの 2 印鑑
教育的配慮により、区域外就学したい	ア、いじめ・不登校など心身等の事情により教育的配慮をしてほしい ⇒ 学校長、指導課及び学務課の協議により、教育的配慮が特に必要と認められる場合、必要な期間を許可	1 保護者の申立書 2 学校長の意見書 3 その他特別の配慮を必要とする事由を証明できるもの 4 印鑑
	イ、保護者の疾病などで他校区の親戚に預けているが、そのまま就学したい ⇒ 必要な期間を許可	1 診断書 2 預かり者住所を証明できるもの(住民票, 保険証, 民生委員の証明等) 3 居住証明書 4 印鑑
	ウ、兄弟姉妹の異動でも、兄弟と同じ学校へ就学したい ⇒ 兄弟の在学期間中に限り弟妹も許可	1 印鑑

※ 上記の基準は、通学方法・通学時間・学年・その他相当でないときは、許可されない場合があります。

※ 許可についての標準処理期間は14日です。